

平成20年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(国土交通省関係)

平成19年7月12日

全国知事会

【 国土交通省関係 】

1	社会資本整備の推進等について.....	1
	高速道路網整備等の推進.....	1
	鉄道整備等の推進	2
	港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等.....	3
	観光振興対策の推進.....	4
	都市環境整備等の推進.....	5
	下水道等污水处理施設整備の推進と汚泥の有効利用.....	6
	国土保全対策の推進.....	7
	水資源対策の推進.....	8
	社会資本整備重点計画の効果的な推進.....	9
2	地方振興の推進について.....	10
	特定地域振興対策の推進.....	10
	中山間地域の存在意義の明確化及び総合対策の推進.....	11

1 社会資本整備の推進等について

1 高速道路網整備等の推進

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等を始めとする高速道路網整備については、整備計画区間を早期に整備するとともに、予定路線の整備を着実に推進すること。

また、現在取組みが進んでいる中期計画の策定に当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備を遅らせることがないようにするとともに、道路特定財源については、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。

【具体的な要望事項】

- (1) 中期計画の策定に当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備を遅らせることがないようにするとともに、道路特定財源については、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。
- (2) 高速道路網の整備に当たり、国は、建設計画の決定の経緯、計画の見直し及ばず影響等を考慮して、責任を持って予定路線11,520km等について着実に整備を進めること。特に、整備計画9,342km(抜本的見直し区間を含む)やその他の重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
- (3) 新直轄方式に係る予算の安定確保を図り、地方負担については、今後も道路特定財源等により適切な措置を講じることとし、実質的な地方負担を生じさせないこと。
- (4) 高速道路及び地方道路公社の有料道路料金の引下げ等により、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図ること。
- (5) 高速道路の利用を促進し、地域生活の充実や地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジ(ETC専用インターチェンジ)設置に向けた社会実験を継続するとともに、本格導入を推進すること。

2 鉄道整備等の推進

整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の健全な運営のため所要の対策を講じること。同時に、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。

また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

さらに、生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島における航路、空路の維持・拡充についても、地域の実情を踏まえた適正な支援を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 整備新幹線の取扱いについては、平成16年12月の「政府・与党申し合わせ」に基づき所要の財源を確保し、整備計画どおり早期完成を図ること。

また、JRから経営分離される並行在来線が、将来にわたって安定的な経営を維持するため、資産の無償譲渡等により、初期投資負担を軽減するとともに、貨物鉄道線路使用料に関する調整措置の拡充、固定資産税軽減の延長措置等により、運営費負担等を軽減すること。

- (2) 鉄道輸送の高速化を図るため、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の実用化を進めるとともに、中央新幹線の実現に向けて超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）の実用化を推進すること。

- (3) 在来線の輸送改善、新線建設等のために行う公的支援については、支援の対象路線の担う役割、民間と国、地方公共団体それぞれの役割分担を明確化した上で行うものとするとともに、国による新たな支援方策を検討するなど制度の充実を図ること。

- (4) 新交通システム（LRT等）の整備を図るため、規制緩和等の導入しやすい環境づくりに努めること。

- (5) 地方バス路線等の運航維持対策については、地域の実情や意向を反映させるよう、必要な支援を講じること。

また、地方の鉄道路線の経営安定化を図るための支援策を強化すること。

- (6) 離島空路対策のための新たな法制度を創設するとともに、離島航路・空路の運行維持・充実のため、地域の実情に応じた適正な支援を講じること。

3 港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等

港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備を進めるとともに、物流システムの形成を推進するため、道路、鉄道等複数の交通機関との連携を強化し、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

【具体的な要望事項】

(1) 物流システムのグローバル化や人的交流の拡大が進む中、各地方圏における国際物流・国内輸送の拠点となる港湾及び国内外との交流の拠点となる空港の効果的、重点的整備を進めるための支援を強化すること。

また、複合一貫輸送への対応を図るため、道路、鉄道等と一体的に港湾、空港施設の整備を行うこと。

(2) 規制緩和、電子化等による港湾手続きのワンストップサービス化や港湾物流情報プラットフォームの推進を図り、手続き等の一層の効率化を推進すること。

また、環境負荷低減の課題に対応した循環型社会の実現のため、港湾を拠点とした総合的な静脈物流システムの構築を推進すること。

(3) 港湾における水際対策・危機管理体制の充実強化を図るとともに、支援策を講じること。

(4) 地方が所有する既存の港湾施設について、維持管理に対する支援を拡充すること。また、国が管理を委託している国有港湾施設に係る維持管理については、本来管理主体であるべき国が責任を果たすこと。

4 観光振興対策の推進

観光立国確立に向け、訪日観光客の短期滞在査証に係る手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を図る等、魅力ある政策、観光地づくりを図ること。

【具体的な要望事項】

訪日観光客の増加を促進するため、短期滞在査証（ビザ）の発給に当たり、申請権者を更に拡大するなど、手続の改善等を図ること。

また、訪日外国人が快適で円滑な旅行ができるよう受入体制の整備を図ること。

5 都市環境整備等の推進

都市環境等の再整備を計画的に推進するとともに、都市近郊緑地の保全方策への積極的な対策を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 人口減少や高齢化が進行している既存の中心市街地や都市近郊の住宅団地等において、多様な世代が快適に生活できる環境への再整備を促進するための支援措置を講じること。
- (2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の導入等、緑地を所有することが利点となり得るような対策を講じること。

6 下水道等污水处理施設整備の推進と汚泥の有効利用

下水道の質的向上を図りつつ污水处理人口普及率を向上させるため、下水道等污水处理施設整備を積極的に推進すること。

また、増加する汚泥の処理について、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体における下水道や集落排水施設、浄化槽等の整備を推進するため、污水处理人口普及率の低い地方公共団体において、重点的・効率的に整備が図られるよう、方策を講じること。
- (2) 下水道高普及率地域等における浸水対策、高度処理、合流改善を促進するとともに、施設等の改築・更新を進めるための方策の充実を図ること。
- (3) 汚泥の建設資材化、緑農地利用、エネルギーとしての活用など、その有効利用を促進するための方策の充実を図ること。

7 国土保全対策の推進

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、近年の災害の動向に対応した、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業、森林整備事業、ため池関連事業等を重点的、計画的に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 治山、治水及び土砂災害対策事業等を計画的に進めるとともに、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備を促進すること。
- (2) 中小河川等における的確な警戒避難体制を確保するため、局地的な短時間集中豪雨に対応した降雨予測体制の充実を図るとともに、これを活用した小流域での洪水予測、土砂災害予測手法の開発と運用を図ること。
- (3) 堤防・護岸等防災施設に係る安全基準や管理基準等による施設機能の維持・強化を促進すること。
- (4) 危険箇所の実態に応じた急傾斜地崩壊対策、危険区域の住宅移転対策等を促進するとともに、その支援の充実を図ること。
- (5) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備を促進するとともに、災害関連情報の住民への周知に係る支援の充実を図るなど、港湾等における総合的な防災対策を強化すること。

8 水資源対策の推進

水資源の確保を図るため、将来の水需要を見通した適正な計画を樹立するとともに、水資源開発施設の建設コストの縮減と早期完成を図ること。

また、水利用の安定性を向上させ、異常渇水等に備えるため、既存施設の効果的、弾力的活用や利水者相互の支援体制の整備等を図ること。

【具体的な要望事項】

- (1) 水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。
- (2) 多額の費用を要する水資源開発施設の建設については、工事に関する情報提供等による事業の透明性を確保し、コスト縮減を徹底するとともに、早期完成を図ること。
- (3) ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。
また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保、租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。
- (4) ダム群連携、ダムの再開発等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。
- (5) 異常渇水等に備え、渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。

9 社会資本整備重点計画の効果的な推進

社会資本整備重点計画を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ること。

参考 「社会資本整備重点計画」に係る公共事業

道路整備事業、交通安全施設等整備事業、鉄道施設整備事業、空港整備事業、港湾整備事業、都市公園等整備事業、下水道整備事業、河川整備事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業等

2 地方振興の推進について

1 特定地域振興対策の推進

過疎地域、離島等特定地域の振興を図るための施策を推進すること。

【具体的な要望事項】

過疎地域自立促進対策を始め、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。

なお、「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成21年度末をもって失効することから、引き続き総合的な過疎対策を検討すること。

2 中山間地域の存在意義の明確化及び総合対策の推進

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が、今後とも真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築する必要がある。そのため、中山間地域の存在意義を明確に国土形成計画の中で位置付け、総合的な中山間地域対策を推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 中山間地域の存在意義と総合的な中山間地域対策の必要性について、「国土形成計画」に明確に位置付けること。
- (2) 都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例措置や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策への支援策を講じること。
また、地方出身者の就職により発展してきた企業が、中山間地域での社会貢献や交流活動を推進できるよう、経済団体や地方公共団体の連携など、必要な環境づくりを進めること。
- (3) 中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業の融合・複合化による産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を充実強化すること。
- (4) 中山間地域の集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地、森林、宅地及び家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、早期に検討を進めること。
- (5) 団塊の世代等を活用し、中山間地域の活性化を図るための取組みに対する支援措置の拡充を図ること。